

# 社会福祉法人 千利世会 定款

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

保育所の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人千利世会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を東京都足立区西新井本町 4 丁目 19 番 23 号に置く。

## 第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名以上 8 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 2 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第 7 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が240,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第 3 章 評 議 員 会

(構成)

- 第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分
  - (8) 社会福祉充実計画の承認
  - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

#### 第 4 章 役員及び職員

(役員の数)

- 第 15 条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理 事 6 名
- (2) 監 事 2 名
- 2 理事のうち1名を、理事長とする。

(役員を選任)

- 第 16 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第 19 条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第 21 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

- 第 22 条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
  - 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 理 事 会

(構成)

- 第 23 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 24 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

- 第 25 条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第 26 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 27 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
    - (1) 建 物  
東京都足立区西新井本町4丁目83番地4所在の鉄骨造陸屋根2階建保育所興野保育園園舎  
1棟(延598.00平方メートル)
    - (2) 土 地  
東京都足立区西新井本町4丁目83番4所在の保育所興野保育園敷地  
1筆(961.87平方メートル)
  - 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
  - 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、足立区長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、足立区長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 この法人の事業報告書及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 解 散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、足立区長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を足立区長に届け出なければならない。

## 第 9 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、社会福祉法人千利世会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 40 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

### 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員選任を行うものとする。

理 事 長	佐 藤 道 子
理 事	佐 藤 利 清
〃	柴 田 敏 夫
〃	渡 辺 マツ子
〃	佐 橋 正 夫
〃	石 川 治 代
監	津 田 富
	白 石 喜

この定款は、平成29年4月1日より施行する。



社会福祉法人 千利世会  
定 款 細 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規定は、定款第27条の規定に基づき、社会福祉法人千利世会（以下「法人」という）の定款の施行に関する細則を定めるものとする。

(業務の決定)

第 2 条 理事会の決定を得て行う本法人の業務事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設長の任免及び重要な人事
- (2) 基本財産の処分（取り崩し、売却、交換、貸与等使用権の設定及び運用財産等の切り替え）及び担保提供
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 補正予算
- (6) 予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 法人の解散及び解散後の財産の帰属者の選定
- (8) 合併
- (9) 定款の変更
- (10) 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備に限る。）の処分
- (11) 新たな事業の経営又は受託
- (12) 社会福祉事業に関する許認可等申請
- (13) 金銭の借入
- (14) 借入金の償還計画の変更
- (15) 法人又は施設の運営に関する規則の制定及び変更
- (16) 施設用財産（土地、建物及び重要な設備）に関する契約その他主要な契約
- (17) 寄付金の募集
- (18) その他法人の業務に関する重要事項

(理事長の専決事項)

第 3 条 定款第9条第1項ただし書きにいう、理事長の専決事項を次のとおり定める。

- (1) 職員の任免。ただし、施設長の任免その他重要な人事を除く。
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。

- (3) 債務の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人で有利と認められるもの。ただし、法人運営に重要な影響があるものを除く。なお、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、1号に定めるような軽微なもので契約金額が2号に定める金額以下のもの。なお、当該規約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
1. (ア) 日常的に消費する給食材料・消耗品等の日々の購入  
 (イ) 施設整備の保守管理・物品の修理等  
 (ウ) 緊急を要する物品の購入等
2. 

契 約 の 種 類	金 額
工事又は、製造の請負	250万円
食料品・物品等の買入れ	160万円
上記に掲げるもの以外	100万円
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。取得・改良に係る契約については(5) 2号に定める金額の範囲内とする。なお、当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、1個又は1組の取得価格が100万円を超える物品の売却・廃棄については、専決事項から除くものとする。なお、当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 施設利用者の日常の処遇に関すること。
- (10) 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響のあるものを除く。尚、寄付金の募集に関する事項は専決できない。

(理事長の職務の代理)

第4条 定款第10条の規定による理事長に事故あるときは、理事長が指名し理事会で理事長の職務代理者に選任された理事の順序により、順次理事長の職務を代理する。

## 第 2 章 理 事 会

### (報告事項)

第 5 条 理事会へ報告すべき本法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 行政官庁が実施する検査又は調査の結果、改善指示がある場合はその改善状況
- (3) 理事長が専決した事項
- (4) その他役員から報告を求められた事項

### (理事会)

第 6 条 理事会は、定例会と臨時会とに分けて理事長が招集する。

- 2 理事会は、年間 4 回以上開催することを原則とする。
- 3 定例会の時期及び審議に付すべき事項は、第 2 条及び第 5 条に規定するもののほか、次のとおりとする。
  - (1) 5 月理事会  
前年度の決算報告及び事業報告
  - (2) 9 月理事会  
当該年度予算の補正及び事業計画の変更
  - (3) 1 月理事会  
当該年度予算の補正及び事業計画の変更
  - (4) 3 月理事会  
当該年度予算の補正及び事業計画の変更  
翌年度の予算及び事業計画
- 4 臨時会は、理事長が必要と認めるとき又は定款第 9 条第 3 項の規定に基づき理事会の開催請求があったときに、理事長が招集する。

### (理事会の招集及び開催手続)

第 7 条 理事長は、理事会を開催するときは、書面をもって招集日の少なくとも 2 週間前までに開催の日時、場所及び議題を理事及び監事に通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

### (理事の意思表示)

第 8 条 理事は、やむを得ない理由により理事会に出席できないときは、定款第 9 条第 6 項の規定による意思の表示を欠席理由を明らかにした上で、資料に基づき前もって別紙 1 (書面議決書)により行うことができるものとする。

### (理事会の開会)

第 9 条 理事長は、理事会の開会の定刻に至ったときは、出席した理事の数を確認し、成立要件を満たしていることを確認したのち、開会を宣言し議長を選任するものとする。

(議事録)

第 10 条 議事録の作成及び署名又は記名押印は、定款第 9 条第 9 項の規定に基づき行うものとする。

2 議事録は議案書等の資料を添付して保存する。

(欠席理事及び監事への報告)

第 11 条 理事長は、急に理事会に欠席した理事及び監事に議案書等の資料を理事会終了後 1 ヶ月以内に送付するものとする。

2 理事長は、前もって書面議決書を提出し出席と見なされた理事及び急に理事会を欠席した理事及び監事に議事の概要及び議決結果を記録した書面（議事録）を理事会終了後 1 ヶ月以内に送付するものとする。

### 第 3 章 役員報酬及び旅費

(法人役員報酬及び旅費規定)

第 12 条 定款第 8 条 3 項に基づき、法人役員報酬及び旅費を下記の通り定め支給する。

(1) 法人役員会に出席された法人役員に、役員報酬として 5,340 円を、車代として、遠方(足立区外)から来られる役員には一律 4,000 円を法人役員会に出席された場合に支給する。

(2) 足立区及び東京都の指導検査立ち会い等理事長が認めた場合は、出席された法人役員(外部役員)に役員報酬として 5,340 円を、車代として、遠方(足立区外)から来られる役員(外部役員)には一律 4,000 円を出席された場合に支給する。

2 上記の(1)～(2)の経費は、その他法人役員会の経費を含め本部拠点区分の足立区運営充実費の範囲内とする。

3 上記の支給額は、理事会の議決をへて変更することが出来る。

### 第 4 章 その他

(秘密の保持)

第 13 条 法人の役員又は役員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

2 法人の役員又は役員であった者は、プライバシー情報の保護に関しても別途厳格に法令を遵守するよう努めるものとする。

(改正)

第 14 条 本規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

この定款細則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。